

児童手当に関するお知らせ

児童手当制度の一部改正に伴い、令和6年10月分より支給対象や支給額等が拡充しました。
 令和7年3月31日(月)までに申請をした場合、令和6年10月分から遡って支給されます。
 拡充内容の詳細は下記及び市ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら



1. 児童手当の支給対象年齢が18歳まで拡充されます
2. 所得制限が撤廃され、所得に関わらず手当が受給できます
3. 第3子以降の手当額が30,000円に増額されます(多子加算)

制度改正前 令和6年10月支給分まで(6~9月分)

所得制限(改正後撤廃)

受給者区分	所得制限限度額未満 児童手当		所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満 特例給付		所得上限限度額以上 特例給付	
	算定数・年齢区分		支給月額		支給月額	
一般受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)		15,000円		一律	5,000円
	3歳~小学生	第1子・第2子	10,000円			
		第3子以降	15,000円			
中学生		10,000円		一律	支給なし	
施設里親等受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)		15,000円			
	3歳~中学生		10,000円		施設里親等受給者については、 所得制限(上限)限度額の適用はありません。	

制度改正後 令和6年12月支給分(10~11月分)から

受給者区分	算定数・年齢区分		支給月額
一般受給者	第1子・第2子	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000円
		3歳~ <u>18歳</u> の年度末まで	10,000円
	第3子以降	0歳~ <u>18歳</u> の年度末まで	<u>30,000円</u>
施設里親等受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)		15,000円
	3歳~ <u>18歳</u> の年度末まで		10,000円

4. 多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡大されます

●多子加算のカウント例



・第3子以降の手当額が30,000円に増額されます(多子加算)。

※請求者(受給者)が監護相当・生計費の負担(仕送り等)をしている必要があります。

5. 支払い回数が年3回から年6回（偶数月）になります

支給月	8月	10月	12月	2月	4月	6月
支給対象の手当	6月～7月分	6月～9月	10月～11月分	12月～1月分	2月～3月分	4月～5月分

6. 申請が必要な方

世帯状況		提出書類	添付書類
新規申請	現在児童手当を受給していない方で、①又は②に該当する方 ①高校生年代の児童のみ養育している方 ②所得上限限度額以上の所得により児童手当を受給していない方	○認定請求書 ○別居監護申立書 （高校生年代までの児童と別居している場合のみ） ○監護相当・生計費の負担についての確認書 （大学生年代の子があり、かつ、大学生年代以下の子が3人以上いる方）	○請求者のマイナンバーが分かるもの ○請求者名義の通帳・キャッシュカード ○請求者の保険証 ○児童のマイナンバーが分かるもの ○本人確認書類 ※請求者は父母のうち、児童の生計を維持する程度の高い方です。
増額申請	現在児童手当を受給中で、③又は④に該当する方 ③支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方 ④大学生年代の子を養育しており、高校生年代までの児童と合わせて3人以上養育している方	○額改定認定請求書 ○別居監護申立書 （高校生年代までの児童と別居している場合のみ） ○監護相当・生計費の負担についての確認書 （大学生年代の子があり、かつ、大学生年代以下の子が3人以上いる方）	○請求者の保険証 ○児童のマイナンバーが分かるもの ○本人確認書類

申請対象かはフローチャートをご覧ください。



申請様式はこちらからもダウンロードできます

新規請求書



額改定認定請求書



別居監護申立書



監護相当確認書



7. 申請方法 ※公務員の方は職場での申請となりますのでご注意ください

●来庁での申請

本人確認書類、マイナンバーが分かるもの、請求者名義の通帳（キャッシュカード可）、請求者の保険証を持参してください。混雑している場合はお待ちいただく場合があります。

・受付 **平日のみ** 市役所新館2階こども課、各総合支所市民サービス課

午前8時30分～午後5時15分（**市役所新館のみ**木曜日は午後6時30分まで）

●郵送申請

必要書類をそろえたうえで、下記送付先へ郵送してください。

●電子申請

マイナポータルから申請が可能です。（マイナンバーカードが必要です）

申請先は右記QRコードよりアクセスし、申請してください。

電子申請のページはこちら



●申請期間及び支給時期について

・**令和7年3月31日（月）まで**の申請：令和6年10月分から遡って順次支給

・**令和7年4月以降**の申請：申請月の翌月分からの支給（手当を受給できない期間が発生しますのでご注意ください。）

送付先・お問い合わせ先

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
花巻市 健康福祉部 こども課 子育て支援係（新館2階）
電話：0198-41-3149